定期休日ヲ左ノ如ク定ム

毎日曜日　旗日　年末年始　為年二週間ノ夏休ヲ與フ

疾病又ハ事故ノ為メ欠勤セントスルトキハ其旨届出スベシ

但シ病気欠勤一週間以上ニ及ブ時ハ医師ノ診断書ヲ要ス

二、
一、社員病気欠勤引続キ三ヶ月ヲ超ユル時ハ左ノ規定ニ依リ待遇ス

一、勤続一ヶ年未満ノ者ハ右三ヶ月経過ト共ニ退社シタルモノト看做ス

一、勤続三ヶ年未満ノ者ハ右三ヶ月経過ノ後更ニ三ヶ月間俸給ノ半額ヲ支給シ尚出勤シ能ハサル時ハ退社ト看做ス

一、三ヶ年以上ノ者ハ右三ヶ月経過後六ヶ月経過後六ヶ月間俸給ノ半額ヲ支給シ更ニ右後三ヶ月間ハ俸給ノ三分ノ一ヲ支給シ尚出勤シ能ハサル時ハ退社ト看做ス

社員業務上疾病傷害ヲ蒙リ欠勤シタル時ハ上記ノ規定ヲ適用セス

但シ病状観察社医ヲ調査シ病失給與金[illegible]ス

一、召集又ハ差ノ為メ欠勤シタル時ハ退[illegible]做サス

一、入営期間中ノ俸給ハ之ヲ支給セス　[illegible]ノ場合ハ之ノ限リニ非ズ

但シ社員ニシテ社ノタメ特ニ功労アル者其[illegible]功労アル者其他特別の事情アル者

ハ上記ノ期間ヲ超エタルモ退社ト看做サ[illegible]コトアルベシ

社員ノ俸給ハ全ク実力ヲ考慮シテ之レヲ定ム

社員ノ俸給ハ年二回定期相当額ヲ昇給セシム

社員ヲ退社セシメ又ハ社員退社シタル時ハ左ノ規定ニ依リ手当ヲ支給ス

勤続年数	退社セシメタル場合	退社シタル場合
[illegible]未満	三ヶ月	一ヶ月
[illegible]	六ヶ月	三ヶ月
[illegible]	一ヶ年	五ヶ月
[illegible]	二ヶ年	八ヶ月
[illegible]上	三ヶ年	一年

十一、営業員ハ年二期六ヶ月毎ニ俸給ノ二ヶ月分以上ヲ支給ス

十二、時間外勤務ニ対シテハ左ノ規定ニ依リ手当ヲ支給ス

一、定時後八時迄ハ一円　一、十二時迄三円　一、徹夜五円

十三、休日勤務ニ対シテハ其手当トシテ二円ヲ支給ス

十四、旅費ハ左ノ規定ニ依リ之ヲ支給ス

汽車賃二等　汽船賃二等　電車賃実費　日当四円　宿泊料五円

但シ宿泊ヲ要セサル場合ハ総テ実費ヲ支給ス

十五、社員ニシテ社規ニ反シタル行為アルトキハ之ヲ懲戒ス

十六、社員ニシテ職務上特別ノ功労アリタル時ハ之ヲ賞ス

十七、[illegible]ノ入社後三ヶ月間ヲ見習期間トス

別記(三)

僕等の態度を声明す

村上啓夫
笹本寅

僕等二人は十月廿六日春秋社から突如として馘首通知を受けた

その内容は次の通りである

「拝啓今般本社統制上やむなき事情により解職仕候間明日より御出社に及ばす候

十月二十六日　春秋社」

僕等はその疾風的な通知に接してその理由とする「本社統制上やむなき事情により」といふ事の判断に苦しんだ　然し僕等二人が如何なる罪悪をなしたのであったかが判る　僕等は編輯[illegible]会の決議委員を受け[illegible]会と共に春秋社を相手に従業員の要求を纏めてこれに立ったけれ[illegible]を求めては不倫[illegible]依し[illegible]として論[illegible]この[illegible]は当然至当なりと云ふべきである　然るに僕等二人はこの不当な[illegible]を承認することは出来ない　そして[illegible]　僕等は断じてかくる不当なる解職は承認出来ない